

## 独占禁止法遵守プログラム

区分*	具体的な取組み
「許さない雰囲気」の醸成 (統制環境)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①あらゆる機会を通じた経営トップ層による独占禁止法遵守の表明、宣言</li> <li>②違反した場合の厳正な社内処罰の実施</li> <li>③経営トップの決意表明、社内処罰など必要な情報を適時に開示</li> <li>④「企業倫理」携帯カードの配布</li> </ul>
リスクの評価と対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>①独占禁止法違反リスクに即したマニュアルの整備</li> <li>②独占禁止法に関する相談窓口の設置（東京本社法務部）</li> </ul>
「させない仕組み」の構築 (統制活動)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①独占禁止法遵守のための行動指針の制定、体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>○「大林組企業行動規範」の制定及び見直し</li> <li>○企業倫理委員会の設置・運営（委員長：社長） （メンバーに社外有識者と職員組合委員長を招聘）</li> <li>○企業倫理推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業倫理責任者：事業部長、本支店長（東京本社は当該部門の常務担当役員）</li> <li>・企業倫理推進者：部門長</li> <li>・企業倫理推進担当部門：東京本社総務部</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>②独占禁止法遵守マニュアル等の周知徹底、実施状況の把握</li> <li>③役員・従業員に対する定期的かつ継続的な講習会・研修会の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○企業倫理責任者（事業部長、本支店長）による企業倫理推進者（部門長）研修の実施</li> <li>○企業倫理推進者（部門長）による職場内倫理研修の実施</li> <li>○職場内倫理研修終了後、全役職員を対象としたeラーニングを実施し、効果を測定する</li> <li>○階層別研修において独禁法遵守研修を実施</li> </ul> </li> <li>④個別具体的な統制・管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>○全店の部長職以上の役職員から「独占禁止法を遵守し、違反する行為は絶対に行わない」旨の誓約書を徴収 （本人はもとより、部下が違反した場合であっても、その上司を含めて厳しく処分するという内容）</li> <li>○同業者との会合等（電話、メールも含む）は全て上司に報告させる</li> <li>○営業担当者の定期的配置転換を行う</li> <li>○工事応札に際しての社内決裁書類に「独占禁止法遵守誓約捺印欄」を設ける</li> <li>○社外団体入会時には、規約等に独占禁止法上の問題がないか、担当部署によるチェックを受ける</li> <li>○国家公務員倫理法の適用対象者（国家公務員、地方公務員、みなし公務員）と会食等をした場合には、書面により報告させる</li> </ul> </li> </ul>
適時的確な情報の伝達 (情報と伝達)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①情報が適時・的確に伝達される体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>○内部通報制度として企業倫理通報制度を整備（監査役会の下に執行部門から独立したコンプライアンス室が運用する）</li> </ul> </li> </ul>
監視と改善 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①独占禁止法遵守の観点からの定期的な監査の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○「談合等監視プログラム」等に基づく監査役、監査役会及びコンプライアンス室によるモニタリング</li> <li>○監査室によるモニタリング</li> <li>○会計監査人によるモニタリング</li> <li>○企業倫理委員会のメンバーである社外有識者や職員組合委員長など、第三者の視点からのモニタリング</li> </ul> </li> <li>②企業倫理責任者、推進者による自己点検の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○企業倫理推進者による自部門の自己点検の定期的な実施</li> <li>○企業倫理責任者は企業倫理推進者が行う職場内倫理研修、自己点検の実施状況を把握する</li> <li>○企業倫理推進担当部門（東京本社総務部）は、本プログラムの項目ごとに自己点検を実施し、企業倫理委員会に報告するとともに、必要な見直しを行う</li> </ul> </li> </ul>

※ 今回、当社は「独占禁止法遵守プログラム」の策定にあたり、本プログラムを有効に機能させるために、これまで行ってきた個々の取組みをCOSOモデル（内部統制システムの有効性を評価するためのツールであり、事実上の世界標準として知られている）に従って区分することといたしました。

COSOモデルでは、企業における内部統制の目的を3つ（①業務の有効性、効率性 ②財務報告の信頼性 ③関連法規の遵守）に分類しており、これらの目的を達成するためには、それぞれの目的における5つの要素（①統制環境 ②リスクの評価と対応 ③統制活動 ④情報と伝達 ⑤モニタリング）が日常の業務プロセスに組み込まれ、有効に機能していることが必要とされています。